

日本はなりました。中央集権的な社会システムがいつまでもこれから続いく、そういう時代ではなく、先ほども総理が御認識をされておられましたように、まさに時代の要請の中で地方分権といふものが取り上げられるようになってきておるところです。さいまして、その意味からも新しい時代に適応した社会システムといふのをつくり直していく、そういう大きな時代の転換期に差しかかってと私は考えてあるところでございます。

そして、国際化、情報化、高齢化、そういう時代を迎えて国民の価値観やニーズが個性化、多様化してきた、そして集約から分散、一極から多極、中央から地方へとうとうたる流れが醸成されてきた今日でございます。個性あふれる活力に満ちた新しい地方自治がさらに関く要請をされる時代になつたと言えると思います。

先日、総理の郷里であります大分県に参りましたて地方公聴会を開催させていただきました。平松知事、岩崎市長会会長、正本町村委会長、それぞれ御出席をいただきまして、積極かつ活発な分権についての御意見を拝聴してまいりたところであ

ります。さすが総理御出身の県だけありまして、地方分権の先駆けたる御努力をされておることは、とにかく意を表してきたところでございます。

その話の中では平松知事は、今日の中央と地方の関係を具体的に説明する例として、東京へ陳情すること年間七十二日間、一年の五分の一は東京へ出張しなければならない。いかに行政上大きな問題があるか、ロスがあるか、こういう姿が今日の中央対地方の行政の姿なのか、つくづく述懐をされておられたところでございます。要するに今の

状況では草木も東京になびく。だから、極

度行政を繰り返して行かなきゃいけない。こういう実態というものをもつと真剣に、しかも掘り下げて対応を考えいかなければなりません。か、私は本当にそだと痛感させていただいたことでございます。だからこそ地方の社会資本を充実して地方の若者の定着を図つていかなければなりません。

例として、大分県の下水道の普及率はたしか二

七、八%と御指摘になりました。全国平均から見ても非常に低い位置にある。こういうようなことでは若い人たちに快適な生活環境を提供しようといつても遠く及ばない。だからこそ中央と地方の都市の格差というものを社会資本の充実という姿で埋めもらつて、そして若者も地方都市に魅力を感じ定住してもらう、そういう要素を整備しなければならない。平松知事は切々とお訴えになつたところでございます。そして多極分散を、地方分権を進めれば豊かさを実感できる環境づくり、そこ一極集中排除は地方への分権が一番の近道ですよ、こういう御指摘もございました。

やもすれば今の中央の行政のあり方というの

は画一的と言われ、後追いと言われ、縦割り行政と批判をされておるところでございます。しかし、地方分権が進んでいけば、それが個性的であり自主的であり、また市民のニーズに対応できる、即応できる生き生きとした幅広の地方自治といふものが実現されていくのではないか。

二十一世紀の日本社会のあるべき姿というのは、地方分権によって私はでき上がつてくるのかな、こう思いますときには、総理は分権時代の日本社会、都市の姿でも結構でございますが、どう変わつておられたところでございます。要するに今の

ような状況では草木も東京になびく。だから、極

論で平松知事がおっしゃるには、東京の一極集中を除あるいは首都圏をどこかに移転すればそういう状況が解消されるとお考えになつておられるようだけども、今の中央対地方のシステムを改革しない限りは東京の一極集中というものは簡単に解決できない。四十七都道府県が三百六十五日のはうち五分の一も中央へ押しかけて行かなきゃな

○國務大臣(村山富市君) 今、委員から地方公聴会の実情について、大分県知事や市長会会長やあ

るいは町村会会長等の発言を引用されましてお話をございました。私もまさにそのとおりだと思います。これはある意味から申し上げますと、どうしやつぱり国際情勢なり国内外の情勢が大きくなっています。これまでのようならぬんじやないんです。これはある意味から申し上げますと、どうしやつぱり国際情勢なり国内外の情勢が大きくなっています。これまでのようならぬんじやないんです。これはある意味から考えましても地方分権の推進は必要である、私はこういう観点からも論議がされておるというふうに思います。

同時に、國の中の、今お話をございましたような国と地方自治体との財政の権限のあり方といふものを考えた場合に、何をするにしても中央の認証を得なければ仕事ができない、こういうよう

な団地と地方自治体との財政の権限のあり方といふことをございます。そして多極分散を、地方分権を進めれば豊かさを実感できる環境づくり、そこ一極集中排除は地方への分権が一番の近道ですよ、こういう御指摘もございました。

やはり地方の特性があるわけですし、それは人口も違いますし、環境も違いますし、地理的な条件も経済的な条件も違うんです。したがって、その地方の持つている特性が十分發揮をされ得るよ

うな、そういう自立性、自主性でもつて運営ができるよう、そういう仕組みというものを考えていくことが大事ではないかというふうに私は思っております。

二十一世紀の日本社会のあるべき姿というのは、地方分権によって私はでき上がり得るのかな、こう思いますときには、総理は分権時代の日本社会、都市の姿でも結構でございますが、どう変わつておられたところでございます。要するに今の

状況では草木も東京になびく。だから、極論で平松知事がおっしゃるには、東京の一極集中を除あるいは首都圏をどこかに移転すればそういう状況が解消されるとお考えになつておられるようだけども、今の中央対地方のシステムを改革しない限りは東京の一極集中というものは簡単に解決できない。四十七都道府県が三百六十五日のはうち五分の一も中央へ押しかけて行かなきゃな

くことは当然でございます。

そこで、時間の関係で一括してちょっとお話を申し上げ、お尋ねを申し上げますが、まず第一の

権限の移譲は、これはもう国と地方の役割分担を明確化することが分権のまず第一義的な要素でございます。これまで中央の集権を地方へ分権する

ことは、専ら帰りまして「分権論」を一生懸命読みました。まさにあの封建社会、しかも中央集権が発展しました。その中で、中央の政権を

でもございますが、福沢諭吉先生が明治十年に「分権論」というものをお書きになつた。私は大

道府県へ、都道府県から市町村へ移管をされてい

た場合に、これまでのようならぬんじやない

ことは、専ら帰りまして「分権論」を一生懸命読みました。その中で、中央の政権を

でもございますが、福沢諭吉先生が明治十年に「分権論」というものをお書き

時間がありませんので、あと当然それを裏づける財源の裏打ちがなければ地方分権の成功はありません。今のような三割自治と言われる中では、どうしても地方財源というものを充実してくれなければ、五割、六割、地方の自主性を高める行政というものは行われない。したがって、今の国が税金を集めて、そしてそれを補助金、交付金、あるいは起債という形で地方に配分する、このシステムを根本的に改めていかなければ本当の意味の地方自治の自主性、独立性は保てない、このように考えておりますが、いかがでございましょうか。

もう時間がございませんので、最後に一つ。

やはりそれには人間がついていかなければなりません。地方事務官の身分の問題とかいろいろあると思いますけれども、ただ国がスリム化したりでこれでいいというわけにはまいりません。都道府県もあるいは市町村も全部が革新の中でスマート化を図り、そして効率を高めながら行政サービスを徹していく、そういう機能的な政治、行政といふものを作り上げていかなければならぬわいります。

以上、こういう観点を申し上げまして、思い切った分権こそ地方がそれを受け入れ勉強していく。受け皿が弱いよという論ではなくて、思ひでございます。この中で地方も人材を確保する、行政を高める、こういう努力をすべきでございます。

○國務大臣(村山富市君) 一言で御答弁を申し上

げますと、今、委員から御指摘のあったとおりだ

と私は考えています。

今お話をございましたように、近代日本の変革期に大きな貢献をされた郷土の先輩であります福沢諭吉先生は私の尊敬する一人でもありますけれども、あの時代に今私どもが議論をしているよう

なことをもう指摘されたというのは、極めて先見性に富んだ全く驚嘆に値する意見ではないかとい

うふうに考えております。

お話をございましたように、やっぱり権限を付与する限りにおいてはその権限を実施できるよう裏づけの財源というものが確保されなければなりません。今のようには明記いたしておりますけれども、その六条の趣旨に基づいて地方財源の確保のあり方について十分やっぱり検討していかなければなりません。同時に、分権された地方自治体がそれを十分受け入れて、そしてその法の趣旨にこたえて分権が機能して、住民のために十分効果を上げ得るような質というのも持つ必要がありますし、同時にまた中央も今生懸命行政改革をやっておりません。地方事務官の身分の問題とかいろいろあると思いますけれども、ただ国がスリム化したりでこれでいいというわけにはまいりません。都道府県もあるいは市町村も全部が革新の中でスマート化を図り、そして効率を高めながら行政サービスを徹していく、そういう機能的な政治、行政といふものをつくり上げていかなければならぬわいります。

そういう意味におきましては、これから人材の確保やらあるいは育成やら等々はやっぱり中央と地方とが足並みをそろえて、この分権の趣旨が十分生かされるような基盤というものをしっかりとつくっていくためにお互いに努力をしていかなきやならぬというふうに考えているところであります。

いざれにいたしましても、これから時代に対応できるような中央と地方のあり方が明確になりますと、それぞれの権限に応じて十分国民の期待にこたえ、市民の期待にこたえ得るような財政のあり方というものを想定しながら実行していく必要があります。一言で御答弁をお願いします。

○國務大臣(村山富市君) 一言で御答弁を申し上

げますと、今、委員から御指摘のあったとおりだ

と私は考えています。

今お話をございましたように、近代日本の変革期に大きな貢献をされた郷土の先輩であります福沢諭吉先生は私の尊敬する一人でもありますけれども、あの時代に今私どもが議論をしているよう

なことをもう指摘されたというのは、極めて先見性に富んだ全く驚嘆に値する意見ではないかとい

うふうに考えております。

お話をございましたように、やっぱ

り権限を付与する限りにおいてはその権限を実施できるよう

裏づけの財源というものが確保されなければ

ま

れません。

今

の

法

案

の

骨

子

は

いろいろ

余

曲

折

は

ござ

い

ま

し

た

よ

う

ふ

う

に

考

え

て

お

話

を

お

う

う

に

考

え

て

お

話

を

お

う

う

に

考

え

て

お

話

を

お

う

う

に

考

え

て

お

話

を

お

う

う

に

考

え

て

お

話

を

お

う

う

に

考

え

て

お

話

を

お

う

う

に

考

え

て

お

話

を

お

う

う

に

考

え

て

お

話

を

お

う

う

に

考

え

て

お

話

を

お

う

う

に

考

え

て

お

話

を

お

う

う

に

考

え

て

お

話

を

お

う

う

に

考

え

て

お

話

を

お

う

う

に

考

え

て

お

話

を

お

う

う

に

考

え

て

お

話

を

お

う

う

に

考

え

て

お

話

を

お

う

う

に

考

え

て

お

話

を

お

う

う

に

考

え

て

お

話

を

お

う

う

に

考

え

て

お

話

を

お

う

う

に

考

え

て

お

話

を

お

う

う

に

考

え

て

お

話

を

お

う

う

に

考

え

て

お

話

を

お

う

う

に

考

え

て

お

話

を

お

う

う

に

考

え

て

お

話

を

お

う

う

に

考

え

て

お

話

を

お

これは言われますように、今の中と地方のあり方の中で一番指摘をされるのは私は縦割り行政ではないかと思うんです。これは、例えば建設省は県の土木部と直接的につながつておるというようなことがやっぱり地方分権を阻害する一つの要因になるんじないかということが心配されると私は思います。

これは今お話をございましたように、総務庁長官の所管で提案をされておりますし、自治大臣が一番関連があるわけですから、お二人がそれぞれこの審議の中では担当されてきたと思います。しかし、この法案そのものは内閣として提案しているわけですから、したがって閣議でも十分議論をして、そしてそれを同調してお互いに了解し合った上でこれは提案をされているわけですから、内閣が一体となって推進をして取り組んでいくものだというふうに御理解を賜りたいと思います。

それから、私はやっぱり連立政権というのは、いつも言いますけれども、それぞれ違った理念や

政策を持つておる政党が一緒になって一つの政権を担っている、こういう性格のものだと思いま

す。したがいまして、その政策の違いといふもの

がいろんなプロジェクトやいろいろな会議の場を通じてお互いにかんかんがくがく議論をし合っ

て、反映し合っていく。これはある意味から申し上げますと、国民の意識も国民の期待も非常に多様化しておりますから、その多様化された意見がそういう議論を通じて反映されていく、そして可

能な限りのいい合意点を見出していく。この合意点はある意味から申し上げますと、国民的なコンセンサスが得られたものになっていくのではない

かと、こういうふうに私は思いますから、連立政権のよさというものは十分發揮をされる。

私が限界があると申し上げるのは、一つの政

党が持つておる政策がそのままストレートに実現できるかどうかということについては、連立政権

といふものはそういう性格のものだから、したがつてそれは限界がある。しかし、必ずしも一つ

の政党が持つておる政策がそのまま実現できることが国民の意識が十分反映され、期待にこたえられないことがあるからです。これが、例えば建設省は多様化しておる今の実態の中からしますと、連立政権で合意を求めるような努力をしていくことの

方がむしろ民主的に国民大多数の意見が反映され

たものになるのではないかという意味で申し上げたのであります。

そういう意味では、私はこの連立政権のよさが十分發揮できるような責任を持った体制をしっかりと推し進めいくことが必要であるというかたいで決意を持って政権を担当しているということだけは申し上げておきたいと思います。

○溝手顕正君 大変力強い御決意をいただきましてありがとうございます。

私は、地方分権に関しまして既に与野党の間に対立はないと考えておりますし、ましてやそういった決意によりましてより前進するのだろうと期待をいたしております。

次でございますが、この法律の中には中央の責任と同時に地方の責任ということも触れております。中央からの分権推進を座して待つのみではなく、みずからも積極的に行政改革をやるべき

だと、こういう趣旨と理解をいたしております。

当然、地方にも大きな責任がございます。私も先ほど申し上げましたように地方の公共団体で二期ほど務めさせていただきまして、地方に数多くの問題があるということも理解をいたしております。

中でも地方公共団体におきましては、行財政改革の推進に関しては極めて大きな障害がござります。そして、その障害が実は地方分権推進の

問題でもあります。そこで、私はぜひこの地方分権推進に大きな支障になつては大変だと懸念をいたしておるわけでございま

す。そして、そのことが総理にとって極めて問題になることになるんだろうと思ひます。私が思ひますに、村山総理の出現によりまして、我々は安保の問題も自衛隊の問題も日々問題が代

の問題も一定の解決方向を見出しております。

したがいまして、私はぜひこの地方分権推進に当たりまして、地方自治体における合理化問題に

対するより積極的な自治労の取り組み姿勢、あるいは社会党の皆さんとの取り組み姿勢ということを

しっかり出していただきたい。そのことが結局は総理の力を助けることになるんではないか、こう

ら申し上げているわけで、私の二期にわたる経験か

が、私は自治労の方針もよく承知をいたしております。

○溝手顕正君 多少突つ込み過ぎかもしません

ますし、自指す方向もよく承知をいたしております。

しかしながら、問題は現実に起こっている姿を

申し上げているわけで、私の二期にわたる経験か

が、私は自治労の方針もよく承知をいたしております。

もちろん地方によって事情は違いますが、定員の削減であるとか強力的な要員配置に関しましては、地方公共団体が多くの悩みを抱えております。幼稚園、保育所、給食、ごみ処理、屎尿処理あるいは水道やバス等の公営企業等の不効率、不能率といふのは厳しく指摘をされております。そして私は、こういった原因の多くがそういうたる労使交渉の問題から起因をしている、決して制度の問題ではないと考えておるのです。そして私は、こういった労働組合、まさにこれは自治労として、そういうたる労使交渉の問題から起因をしている、決して制度の問題ではないと考えておるのです。

次でございますが、この法律の中には中央の責任と同時に地方の責任ということも触れております。中央からの分権推進を座して待つのみではなく、みずからも積極的に行政改革をやるべき

だと、こういう趣旨と理解をいたしております。

私は、地方公共団体が多くの悩みを抱えております。そして、そういう労働組合、まさにこれは自治労として、そういうたる労使交渉の問題から起因をしている、決して制度の問題ではないと考えておるのです。

次でございますが、この法律の中には中央の責任と同時に地方の責任ということも触れております。中央からの分権推進を座して待つのみではなく、みずからも積極的に行政改革をやるべき

だと、こういう趣旨と理解をいたしております。

ところでございます。

大変失礼なことを申し上げましたが、どうぞお

力を出していただきたいとおも願い申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○山口哲夫君 大変お忙しい中、総理の御出席をいたしました。心からお札を申し上げたいと思

います。

さて、私は三十年間地方自治体の現場で働いて

まいりました。常に地方分権を主張してきた一人

でもあります。そういう中で、今、村山総理の

手によって地方分権推進法案が提出をされたわけ

であります。大変感慨無量なものがあります。考

えでございますと、明治政府がつくられてから百三十

年間中央集権の政府が続いてきたわけであります。

それを今、今度は地方自治体が主権を持つた

地方の政治をつくっていこうという、大変行政的

な面から見ると革命的なことであろうと思いま

す。その第一歩を今踏み出そうとしているわけで

ございまして、国民の立場で見てもこれは大変大

きなことではないだろうか、そう考えます。

私は、一日も早く参議院の本会議でこれが可決

されまして、そして今国会中に推進委員の任命も

国会の承認をいただいて実現し、そしてとにかく

推進計画がつくられて着実に地方分権の第一歩を

踏み出していく、そういう日の来るよう心から

期待をしておりますし、私たちもまた努力を続け

ていきたい、こう考えていろいろなところでもございま

す。

そういう立場に立って、三つ、四つ総理に質問

をしたいと思います。

まず第一は、地方分権推進委員会が地方分権推

進計画の指針についての勧告をいたします。その

勧告を総理大臣が受けまして、今度は総理の手に

よって分権の推進計画を立てて国会に報告するわ

けでござりますけれども、しかし今までのいろい

ろな分権に関連する審議会等の勧告を見まして

も、それがなかなか思うように進まない。いわゆる官僚の抵抗というものが大変強いわけです。そ

れを象徴するのがあのバイロット自治体であった

と思います。

これは相當私たちは覚悟してからなければ、

結局立派な法律はできてみたはいいけれども、実

際やつてみたら骨抜きになってしまったというこ

とに至っては、これは大変なことでござります。

私はぜひ、国家的な大事業であります地方分

権を、そういう抵抗を断固排除してこれを実現し

ていかなければならぬ大変な政治力を期待する

わけでござります。どうかひとつ、そういう抵抗

に対しても毅然としてこの分権を進めていくとい

う御決意をぜひお伺いしたいと思います。

○国務大臣(村山富市君) 山口委員も市長の経験

を持たれておる方であります。それだけに、今お

話もございましたように、ようやく法案が提出さ

れて、そして地方分権の実行段階に入ったとい

うことからすれば、私は歴史的に画期的なものでは

ないかというふうに位置づけております。それだ

けに、やっぱり重大な決意で実行する必要がある

といふふうに思つておるところでござります。

今御指摘もございましたように、地方分権推進

委員会がでてきて、そこで十分御審議をいただい

て、これは当然国会で衆参両議院で御議論をされ

ます。しかも、この条項については総理御自身が指

示をされて入れたというふうにも伺つておるわけ

でござります。そうなりますと、この七名の推進

委員にどんな人を選ぶかということは非常に重要

な問題でないかというふうに思います。

私は、三月十五日の当委員会で山口長官に質問

をいたしました。官僚OBを推進委員に入れる

パイロット自治体のときのように中身が完全に骨

抜きにされてしまうのではないだろうか、そいつ

うことからいえば官僚OBは入れるべきではない

のではないか、こういうふうに質問をいたしまし

て、山口長官はこのように答えております。

私が今、どういう者はいいとか、どういう者は

悪いとかいうことを言つことは控えさせていた

だときたいと思うんですが、ただ、昨年成立をいたしました行政改革委員会、五名の委員の顔ぶ

れを見ていただければおわかりだと思いますが、

まさに村山総理の指導性をもつて任命した五名の方でござります。その顔ぶれを見れば、たゞいま山口委員の御心配というものは解消されるのではないか、あらかじめうかなるふうにも考へるわけでござります。その顔ぶれを見れば、たゞいました行政改革委員会、五名の委員の顔ぶれを見ていただけばおわかりだと思いますが、

それでございまして、その顔ぶれを見れば、たゞいました行政改革委員会、五名の委員の顔ぶれを見ていただけばおわかりだと思いますが、

やつぱり首長経験者を入れるべきではないだろうかというふうにも考へます。地方立派な団体からもそういう要請が出されておりますけれども、それに對しても毅然としてこの分権を進めていくといふふうに思つておきます。

○山口哲夫君 期待してまいりたいと思います。

さて、次は地方分権推進委員会、これは大変大きな実は役割を担つております。まず推進計画の指針を勧告する。その勧告が出来れば総理はこれを尊重しなければならない。特に推進の実施状況についても監視をして意見を述べることもできる。

やつぱり首長経験者を入れるべきではないだろうかというふうにも考へます。地方立派な団体からもそういう要請が出されておりますけれども、それに對しても毅然としてこの分権を進めていくといふふうに思つておきます。

○山口哲夫君 期待してまいりたいと思います。

これは相当私たちは覚悟してからなければ、

結局立派な法律はできてみたはいいけれども、実

際やつてみたら骨抜きになってしまったというこ

とに至つては、これは大変なことでござります。

私はぜひ、国家的な大事業であります地方分

権を、そういう抵抗を断固排除してこれを実現し

ていかなければならぬ大変な政治力を期待する

わけでござります。どうかひとつ、そういう抵抗

に対しても毅然としてこの分権を進めていくとい

う御決意をぜひお伺いしたいと思います。

○国務大臣(村山富市君) 今お話をございました

ように、この地方分権推進委員会がある意味では

勧告権あり、それから実施段階における点検をし

てそれに基づいて意見を述べるといったようなこ

とができるような権限を持たせるということにつ

いてはさまざまな意見があつたけれども、しかし

もうそこまで踏み切らなければ地方分権は推進さ

れないということを前提にして、地方分権推進委

員会の果たす役割というの、これはもう地方

分権を実際進めることができるかどうか、そのか

ぎを握つているとさえ言われるわけでございま

す。しかも、この条項については総理御自身が指

示をされて入れたというふうにも伺つておるわけ

でござります。そうなりますと、この七名の推進

委員にどんな人を選ぶかということは非常に重要

な問題でないかというふうに思います。

私は、三月十五日の当委員会で山口長官に質問

をいたしました。官僚OBを推進委員に入れる

パイロット自治体のときのように中身が完全に骨

抜きにされてしまうのではないだろうか、そいつ

うことからいえば官僚OBは入れるべきではない

のではないか、こういうふうに質問をいたしまし

て、山口長官はこのように答えております。

私が今、どういう者はいいとか、どういう者は

悪いとかいうことを言つことは控えさせていた

だときたいと思うんですが、ただ、昨年成立をいたしました行政改革委員会、五名の委員の顔ぶ

れを見ていただけばおわかりだと思いますが、

それでございまして、その顔ぶれを見れば、たゞいました行政改革委員会、五名の委員の顔ぶれを見ていただけばおわかりだと思いますが、

よ

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

す。

第四条で国の役割が三つに区分されておりますけれども、大変抽象的に書かれております。この案文だけを読みますと拡大解釈をしようと思えばできないわけではない、そんなふうにも心配されるわけでありまして、そこで具体的に一体この三つの区分というものはどういうものを指すのかということござります。

それで、地方六団体が示しました十六項目というのがあります。国は以下次のような仕事を行うといって十六項目が全部限定列举されておりまします。また、地方制度調査会と行政改革推進本部の地方分権部会の「本部専門員の意見」、大体同じですけれども、それを見ますと三つの柱に対しても括弧書きといたしまして、例えばどんなものというふうに書いてあります。

そういう列举されているようなものを国の役割

というように考えてよろしいかどうか、そのことについてお答えをいただきたいと思います。

○國務大臣(村山富市君) 今お話をございましたように、地方六団体の意見やらあるいは地方制度調査会の中には、国の役割分担というのもある程度具体的に明記されておる点があることは十分承知をいたしております。

しかし、これから地方分権推進委員会でそうした御意見やらあるいは先ほど申し上げましたような国会の御審議の経過やら等も十分踏まえて検討されるというふうに思いますが、今ここで限定してこれとこれとこれは国の仕事だというふうにすることについては、私は推進委員会がこれから審議をする前提としてむしろそれは推進委員会の方にお任せして、そしてもう基本理念は明確になつてゐるわけありますから、その理念も踏まえ、今申し上げましたような各団体やらあるいは地方制度調査会等の答申も十分受けた立場でこれから議論されるわけでありますから、むしろ限定しない方がいいのではないかというふうに私は考えております。その点を十分前提として踏みました上で委員会でも議論されるものだというふ

うに私は理解いたしております。

同時に、これは立法機能にも関する問題でありますから、そういう点を考えた場合にも限定は差し控えた方がいいのではないか、私はそういうふうに理解をいたしておりますから、そういう意味で今お話をございましたような点については誤解を生じないよう努めさせていただきたいというふうに思つておるところでございます。

国の役割のあり方あるいは内容については、今申し上げましたような立場でこの推進委員会で十分議論をされるものだ、議論をされて勧告があればその勧告については国は尊重して実行するといふことにについてはこれはいさきかも違ひはないわけでありますから、そういうふうに御理解を賜りたいというふうに思つておるところでございます。

○山口哲夫君 三月十五日の当委員会で実は同じ質問を山口長官に私いたしました。そのときの質問は、「本部専門員の意見」として専門員の意見が出されているけれども、国の役割分担について、例えば「国は、国家の存立に直接関わる政策に関する事務(例えば、外交、防衛、通貨、司法など)」、そのほか第二、第三と同じように、「(例えれば、公正取引の確保、生活保護基準、労働基準など)」云々というふうに書かれている。したがって、こういうことを一応頭に入れて考えてよろしいんですねというような質問に対しても、山口長官はこういふうに答えております。

「具体的にそれでは地方制度調査会のような内容なのかなと、こういう意味を含めてのお尋ねだと思つてお尋ねですが、そういうことをイメージしていることは事実でございます。」こういう答弁をされているわけですから、大体こういう列举されたようなことを頭に描いていらっしゃるというふうなふうに解釈してよろしいですね。

○國務大臣(村山富市君) 今お話をございましたように、地方制度調査会におきましては、もう時間がありませんから申し上げませんけれども、三つに分類して、そして国の役割分担と責任という

ものを明記してあるわけです。

私は先ほども答弁申し上げましたように、この地方制度調査会の答申やらあるいは六団体の意見やら等も十分踏まえ尊重した立場で推進委員会では議論をされるものだというふうに理解をいたしておりますし、そういう受けとめ方をいたしておるということは申し上げておきたいと思いま

す。

ひとつ委員長にお願いしておきたいと思うんですが、先ほど溝手委員の質問の中に、たしか村山総理が自治労を代表しているというお言葉があつたように思つておるわけです。村山総理は自治労の政治連盟の一員ではあります。私たちと同じ一員でございまして、決して代表をしているものではありませんし、何か自治労が政権を握っているのない

かというお言葉もあつたよう聞こえたものですから、これはもしそうであつたら大変誤解を招きますので、後ほど議事録をちょっとと審査していたときまして、もし間違いであれば委員長の責任でひとつ削除をしていただくようにお願いしておきたいと思います。後ほど委員長の御意見をお伺いしたいと思います。

最後に、とにかく地方自治法が制定されて四十七年になるわけです。地方自治は民主主義の学校だと言われてまいりましたけれども、残念ながら必ずしもそうは今なつていません。民主主義がどんどん低下してきているんじゃないだろうか。その一

き、地方分権推進法案の審議もいよいよ大詰めを迎えた感を深くするものです。

○委員長(小林正君) それでは、山口理事からの御指摘がございましたが、質問者の趣旨が山口理

事御指摘の内容であるかどうかにつきましては、事前記録を精査いたしまして、理事会において検討させていただきたいと存じます。

○渡辺四郎君 どうも本日は総理の出席をいただ

き、地方分権推進法案の審議もいよいよ大詰めを

くつていくんだという、そういう政治をつくっておるということは申し上げておきたいと思いま

す。

地方自治から、自治体から民主主義を定着させ

いくためには、そこで住民一人一人が自分たちがこの町の主人公なんだ、自分たちがこの町をつくるべきなんだという、そういう政治をつくっておるということは、ぜひひとつ総理の手によってこれを看実に実現させていただきますように心からお願ひします。

そういう意味で日本の民主主義を高めていくた

くことによって、住民も非常に選挙のときにも首長の争点というものがはつきりしてくる。そういう住民一人一人に町づくりに対する期待を持たせたいかなきやならないと思うんですね。そのためにも分権を行つて、首長が本当に町づくりの方針を明らかにできる、國の力をかりなくともこういう方向で行きたいというようなことを明確にしてい

ます。

○委員長(小林正君) それでは、山口理事からの御指摘がございましたが、質問者の趣旨が山口理

事御指摘の内容であるかどうかにつきましては、事前記録を精査いたしまして、理事会において検討させていただきたいと存じます。

○渡辺四郎君 どうも本日は総理の出席をいただ

き、地方分権推進法案の審議もいよいよ大詰めを

迎えた感を深くするものです。

○委員長(小林正君) これはやっぱり長年続いてきた補助金行政による中央集権的な行政、それから選挙のときも各党相乗りの中でなかなか住民に対して公約を明確に出せない、争点がない、そんなようなこともありまして、結局は住民自身が地方の行政

とある、このことを思うと本当に感慨深いものを感じます。

私も地方自治の確立を叫び続けてきた一人とし

て、あるいは先ほど溝手先生からお話をありま

したが、若干やはり認識の違いもあるようですが

ども、自治労は中央に法人格の地方自治研究センターも持っております。それから自治労という労働団体は全国各組織に地方自治研究所を組織して、そして多くの学者、文化人、研究者を入れて約三十年間地方分権問題について取り組みをしてまいりました。今度の与党のプロジェクトの中で、も自治労代表の皆さんに来ていただきまして、運動体としての地方分権についての考え方を述べていただきました。与党としてもお話を聞きながら、全く我々の方向と変わりはない、より積極的に自治労の方が前に出て進めるような、そういうお話を聞かせていただきました。私たち与党プロジェクトとしても実は参考になつたところも多かったわけです。

あるいはこれから地方分権の時代だというようなことがあります。そういう経過を振り返ってまいりますと、これはまさに地方の時代の流れですし、同時にもう実行段階だというふうに言わなきゃならぬと私は思いまするし、こういう法案がようやく日本の目を見て審議をされる段階になつたということは感無量な感がするわけであります。それだけ歴史的、画期的なものであるという言葉を使わせていい

う。しかし、そのためには限られた時間内に具体的な成果を上げなければなりません。地方分権といふ、先ほど山口委員からもお話をありましたように明治以来の内政のいわば大革命、大改革であるですから、五年という期間というのは余りある時間ではない、そういうことを思えばむしろ時間的には少な過ぎるのじやないかという気もするわけです。

法案成立後、法案のかなめであります地方分権

その選任につきましても、先ほどお話をございましたようにでござるだけ國と地方との行政全体に対する見識を持つておるバランスのとれた人選もする必要があるというふうに考えておるわけであります。その委員会が例えば勧告を出したという場合に、その勧告を出すのに必要な資料の提供といふものはこれは当然各省庁から協力してもらわなければならぬわけですね。

たなきましたけれども、そういう性格のものではないかといふに私は思つております。

推進委員会を早期に発足させなきゃいけない。そして委員会の活動をバックアップするための強力な事務局体制の整備、そして委員会が積極的に調査、審議を行い、早い時期にいわゆる指針勧告書をお願いしなきゃいけない。そうしますと、指針勧告書が示された場合によく「政府によって早急に実現」と

うものは極めて大事なことだというふうに考えておりますから、これは冒頭申し上げましたように、この内閣が政治改革を進めていく一つの大きな重要課題として地方分権というのを位置づけておるということは、これはもうお互いに明確に確認しておるところになります。ここが

ましたが、私も与党のプロジェクトの一員として、約二十八回に及ぶ議論をしてまいりました。私は、細川前々内閣の当時からいわゆる与党の地方分権プロジェクトのチームの一員として、ですかね共産党的皆さんのが抜けた以外のプロジェクトのメンバーとはこの分権問題については議論をしてまいりました。そしてかんかんがく議論をやりました。各党の主張もありましたが、そういう中で全体的に見れば今の法案についていま一歩という感もなきにしもあるらすという気はいたしますが、現段階では昨年末のいわゆる地方分権大綱から見れば一步前進をした、踏み込んだということについて私自身もそう評価をしますし、あるいは地方六団体等を含めて多くの皆さんからもそういう評価もいただいておるところです。

そういう点から見れば今一番求められていることは何か。それは本法案を速やかに成立させ、実

地方六団体等々の意見、提言というのも十分参考にしてつくられておりまするし、そういう地方政府制度調査会もあるいは地方六団体からも評価をされておる内容であるというふうに私は確信を持たせていただいておるところでござります。
したがいまして、皆さん方の御理解もいただきまして一日も早く成立をさせていただき、地方分権推進委員会も発足をさせていただきまして具体的に実行でける段階に早く入らせていただいて、そして政府は一体となってこの期待にこたえ得るような取り組みをさらに強化していくといきたいというふうに考えているところでございますので、何分よろしくお願ひ申し上げたいと存じます。
○渡辺四郎君 啓ひ、我々も国会の方も大いにひとつ努力をして内閣と一緒にになって進めていきたい、そういう決意も申し上げておきたいと思うんです。

○國務大臣(村山富市君) 有効期限を五年間といふうに規定してあるわけありますけれども、格段の努力を期待するものであります。總理の断固たる決意のほどをひとつお伺いしたいと思うんです。

そういう点、總理、こうした点に対する政府の決意だけを地方に分権をしたというふうなことを言われたのではこの目的を達成することができません。

さらに、これを実施していくということになりますと、限られた時間、先ほど言いましたように五年間という期限があるわけですから、集中的に実行していくかなければ地方分権の具体的な成果はやはり目に見えてこない。終わってみたら、やっぱり中央省庁がいいところばかり取って、あとの残りだけを地方に分権をしたというふうなことを言わされたのではこの目的を達成することができません。

内容の地方分権推進計画を作成して国民の皆さ
んにお示すことができると思ふんです。

話をしてもおどこでありますから、したがって
そういうことのないよう各首長も積極的に資料
の提供も願い、同時に委員会の審議にも協力して
もらうということは当然ではないか、また私はそ
うさせなきゃならぬというふうに考えておるところ
でございます。

同時に、事務局の体制につきましても、この法
の理念に基づいて分権が具体的に実践的に推進を
される、そういうことができるよつて適正な人材の
配置といふことも十分考えて、委員会の構成や
らあるいはそれを推進する事務局のあり方やら
等々は御意見のあつた点も十分踏まえてやらな
きゃならぬものだといふうに私は考えておりま
すから、そういう点についてはひとつ皆さんの方の
御理解もいただきますてさらなる御協力をお願ひい
申し上げたいといふふうに思つておるところでござ
ります。

○國務大臣（村山富市君）　冒頭に斎藤先生からもお話をありましたがけれども、地方の時代になる、質的に地方分権を進めていくことだというふうに実は考えておりますが、この点多くの委員からも、総理の御認識のお伺いがありました。再度私の方からも総理の御認識をお伺いしたいと思つんです。

以下、数点について総理にお伺いをし確認しておきたいという点がござります。

まず、本法案は法律の有效期限を五年と規定をしてあります。そのことは政府がその期限内に地方分権を積極的に進める、そういうことを国民の皆さんにお約束したものであり、この点については私自身も政府の決意を含めて評価したいと思

こういう大きな仕事をするのに五年間というのはそれほど長い期間ではないというふうに私は思つております。

力な事務局体制、それに対する予算措置、今、決意をお伺いしましたから、ぜひひとつお願いを申し上げておきたいと思っております。

あともう時間が余りないのですから、最後の問題で、財源問題で少しお聞きをしておきたいと思うんです。本法案の第六条で、国は地方公共団体が自主的かつ自立的に事業を行なうことができる

八

よう、国と地方の役割分担に応じた地方税財源の充実確保を図ることが規定をされています。地方税源の充実策については逆に何ら明示をされていないという点で実は心配があるわけですが、地方分権に当たっての地方税財源の具体策について、今後推進委員会に検討をゆだねた形になっているというふうに思っております。

人財源というのとは三割ぐらいしかない、あとは全部国が補助金等を通じて国の権限でもって地方自治体の行政がなされておる、こういうことがたびたび指摘されておるところであります。

取り上げまして地方自治と関連つけながら少し御質問させていただきたい、こんなふうに思います。

告に基づきましてシャウブ税制が確立されました。このときのシャウブ勧告の中で、地方自治の確立のためには地方が独自の財源を持たなければ

分権に当たっての地方税財源の具体策について、今後推進委員会に検討をゆだねた形になつていて、そういうふうに思つております。

おきたいと思いますが、これまで、先ほどからお話をありましたように、国会の決議やあるいは地方制度調査会あるいは六団体等々のたくさんの方申なり指摘も出てまいっていますように、例えば国税と地方税とのあり方にについて、やはり責任と経費負担の所在を明確にせよという多くの答由となりあるいは御意見等も実は出されておるところです。そういう点で、国と地方の歳入歳出のアンバランスを見直すことが大事で、国庫補助金につ

したがって、そういうアンバランスをもつとバランスをとって、そして自立的に目的的に仕事ができるような税財源の保障というものを、裏づけするものをしっかりとする必要があるというふうなことはもう議論されてきている経過もございましてから、そういう点は十分踏まえてやる必要があるというふうに私は考えておるところでございます。これはこの法律案の中でも第六条にその点は明記いたしておりますから、その六条を踏まえてやるというふうに私は期待いたしているところでござります。

二つの側面を持つと言わせてまいりました。二つは団体自治、そしていま一つは住民自治でござります。これが相まって地方自治の前進あるいは確立があると言われてきたわけでございます。

みがここでできたというふうに思っております。ところが、先ほどもこういう言葉が出ておりましたけれども、当時から二割自治という言葉が使われたわけです。これは何を意味しているかと申しますと、歳入のうち税収入の割合、これを自主財源比率と言つておりますけれども、これが三〇%をちょっと上回るぐらいであるということです。四割自治というふうな呼び方がされてきたと思うのです。

それではこの四十八年間、この自主財源比率がどういうふうに推移してきたのかということを申しますと、現在は四〇%をちょっと上回るくらいです。ですから四割自治まで前進したということになります。

いいう視点で交付税全体を見直し、そして地方の独立財源をどう確保するかということにひとつ力を入れてもらいたい。同時に、交付税そのもの力を今の方程式でなくして直入方程式で持つていって、もう別建てだというふうな方向で、そのくらいのやうな強力な体制で整備していく必要があるのじゃないのか。

したがって、そういうアンバランスをもつとバランスをとって、そして自立的に自主的に仕事ができるような税財源の保障というものを、裏づけするためのをしっかりとする必要があるというようなことはもう議論されてきている経過もございまして、そいう点は十分踏まえてやる必要があると思います。これはこの法律案の中でも第六条にその点は明記いたしておりますから、その六条を踏まえてやるというふうに私は考えておるところでござります。推進委員会でも十分議論をしていただけるものだと思っております。このふうに私は期待いたしているところでござります。

それから、交付税特別会計にするのではなくて直人させたらどうかと、一般会計に入れて、一般会計から特会に回すというのではなくて特別会計にもう直接入れてそして地方に交付する、こういうふうな仕組みにしたらどうかというような御意見がおこることは十分承知をいたしております。

ただ、これは財政の基本的ななり方にかかわる問題にも触れる問題でありますから、そういう意味でも踏まえてなお一層慎重にこれから検討しながら

二つの側面を持つと言われてまいりました。二つは団体自治、そしていま一つは住民自治でござります。これが相まって地方自治の前進あるいは確立があると言われてきたわけでございます。

このうち、地方自治は地方公共団体が自主性と自立性を持ち、國の干渉や干渉をできるだけ回避して独自の財政を展開していくということであつたわけでありまして、その場合の条件として言われてきたのは自主財源の確保ということです。この第一條ではそのことなどをあつたかと思います。「この第一條ではそのこととされたおり今まで、地方分権推進の目的の一がやはり団体自治の確立にあるということは明かではないか」というふうに思います。

いま一つは住民自治でござります。これは地元公共団体が一組織として民主的に運営され、できることだけ住民のニーズをくみ取ってそれを行政に反映させていく、こういうことで私は住民自治をやはり立つのではないかと思うんです。そして、住民自治がきちんと行われるならばこの第二条でござる二つともござらうと思っております。

私がここでできたというふうに思つております。ところが、先ほどもこういう言葉が出ておりましたけれども、当時から三割自治という言葉が言われたわけです。これは何を意味しているかと申しますと、歳入のうち税収入の割合、これを自主財源比率と言つておりますけれども、これが三〇%をちょっと上回るぐらいであるということです。四割自治というふうな呼び方がされてきましたと思つます。

それではこの四十八年間、この自主財源比率はどういうふうに推移してきたのかということを申しますと、現在は四〇%をちょっと上回るぐらいでありますから四割自治まで前進したということとなつていい。ですから四割自治まで前進したということを言えるんであります。しかし、この間高度成長もあり、そして安定成長もあったわけでござります。それから見ますと、この一〇%前進というのはなかなか高くは評価できないのではないかといつぶらうな気がいたします。

なぜこの自主財源比率がそれほど高まつてないかたのか、この点についてまずお尋ねをしてい

きやならぬ課題であるというふうに私は理解をしていることだけは申し上げておきたいと思います。

す。
ですから、第二条の地方分権推進の基本理念を実現していくことだと言ふと見ても

（この政局を解説する前に、まずこの税金の概要を述べておきたい。）

にとどめてもらつて、そして許可制度の彈力化、簡素化を大幅に進めてもらいたいというような点をひとつ申し上げて、地方の自主性、自立性を高めるために大いに今後ひとつ政府としても努力をしてもらいたいということを、最後に總理にその点についての御所見をお伺いして終わりたいと申います。

○牛嶋正君 平成会の牛嶋正でございます。
私は、前回御質問させていただきましたときには第二条の「地方分権の推進に関する基本理念」、この中で国と地方公共団体の役割分担というのが非常に重要な概念であるということです。これに関連いたしまして若干の質問をさせていただぎました経緯がござります。

ところで、推進する目的はこういうふうに团体自治それから住民自治の確立にある、言うならば地方自治の前進であるということではないかといふうに思います。

そういう観点でちょっと御議論をさせていただきたく思います。

昭和二十二年に地方自治法が制定されまして

ところ推移はいたしております、たゞこれも期的に見ますと、今、牛嶋委員の方からも若干指摘ございましたけれども、地方税の全体、例へば国税と地方税の割合なり、歳出総額に占める方税の割合なり、こうすることを長期的に見まると地方税のウエートというのは徐々に高まってきておるところでございます。

○國務大臣(村山富市君) 今、御指摘もござ
したように、国と地方との役割分担あるいは歳山
構造等を考えた場合に、俗に言われますように、
仕事は地方自治体が七割近くやる、しかし逆に當

きょうは、非常に限られた時間でござりますが、同じく第二条の条文の中から、「地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力満ちた地域社会の実現を図る」、このフレーズを

として四十八年になるわけでござります。この間、個々の地方自治体は地方自治確立のために努力を積み重ねてきたというふうに私は思うわけあります。この間に、昭和二十五年にシャウブン

これは私ども、やはり地方税を充実する」と
よって地方の自主財源を充実していく、こうい
基本的な考え方で從来から対処してまいりま
で、一応そういった基本的な方向に沿って地方

のウエートも高まってきてくる。いつかはやがて

考
え
て
お
る
わ
け
で
、
さ
い
ま
す

○牛嶋正君　自主財源比率を高めるためには、今も御説明ありましたように国税と地方税の間の税率配分を変えていかなければなりません。今、税率配分を見ますと大体国税六五％、地方税が三五％でございます。この比率はすっと余り変わつてないんです。こういう状態のもとで自主財源比率を引き上げるといったってこれはできないことでござります。

「地方税財源の充実確保を図る」とおっしゃって
いますけれども、今私が申しましたこれまでの六
五対三五というような比率が余り変わってないこ
とを振り返ってみますと、この文言は非常にそら
ぞらしく私には映るわけでございます。

なぜ国税と地方税の税源の比率が変わらないの
かということです。これは大蔵省かいつも言うよ
うですけれども、國から地方へ税源を移した場合
に、今でさえ地方公共團体間に大きな財政力の格
差があるのにこれがどんどん広がる、もっと広が
る、その格差は正はできないのではないかと、こう
いう理由がいつも出されるんです。この点につい
て自治省の方はどういうふうにお考えでございま
すか。

○政府委員(佐野徹君) 地方税の制度を見ますと、国税に比べますと現行の制度におきましておも、やはり地域間に経済力の格差がある現状においては、どうしてもある程度の税源の偏在を図っていかなければなりません。それで、私ども今後地方分権の流れに沿いまして地方税源の充実を図っていく、こういう場合でもやはりこういった問題は前提にせざるを得ないというようす

い
ま
す。

います。

があるわけでありますから、今の制度のままで拙

今的地方税の主要税目を見ますと、先ほども説明されましたように実はこれは地域間の財政力、税収の格差をもたらすものばかりなんですね。特に

方自治体の税制というものを強化した場合には、これはもう格差は広がるばかりだ。こういうことになりますから、したがって税のあり方と財源の

が集まっているようなところは税収が集まるところは当然なわけです。ですから、こういった事業税を、例えば今の中間に対する課税から外形標準課税に変える、こういった思い切った税制改

あり方といふのはおのずから違うと、したがつて、その財源といふのをどう保障していくかが、いうので、地方交付税は一般財源としてできるだけ均衡がとれた形でもって最低の水準というものを持たせる必要があるというので考えられたもの

革をしなければいつまでたっても国と地方の税源配分というのは変わらないのではないか。したがって、幾ら六条でこのようにおっしゃっておられたとしても拡充というのはなかなか実現しないのではないかというふうに思うわけでございます。

だと、私はそういうふうに位置づけておるわけでありますけれども、そういう機能は十分果たしてきておると思います。

ただ、これから分権を推進していくということを前提にして考えていくわけですから、一たがつて今御指摘もございましたように、事業部

税制改革は地方税体系の抜本的見直しを中心とした税制改革をやる。言うならば新しいシャウプ税制改革をやるんだ、これぐらいの決意を私は今お聞きしたいのでありますけれども、いかがでございましょうか。

等のあり方につきましても外形課税をするとか、いろいろな意味でこれは税制調査会からも意見が出ておりますが、そうしたものも踏まえて、私は地方税のあり方についても分権を推進するという前提に立った立場で抜本的に見直しをして検討する

○国務大臣（村山富市委） 地方自治体のシャウブ勧告以後の歴史的な経緯も踏まえて御質問をいたしましたが、いたいたわけでありますけれども、私は、団体自治としてのあり方と、それから一方、住民自治としての性格、これは選挙の仕組みというのも国の場合では義務化内閣制です。しかも、地方の場合は今こな

○牛嶋正君 今の御決意を私はお聞きしまして、ようやくこの法案に少し魂が入ったかななどいうふうな気がしております。これは国と地方自治体間の役割分担のところもどうなさうなさであります。私は、

大統領制で、首長も直接選挙になつておるといつて、ところに私はやっぱり地方自治の本質というものが位置づけられておる。住民自治というものが、は、そういうことを通じて住民がみずから首長を

条 五 五章を読みまして、読み方ではもう今のままでいいのじゃないかというふうな読み方もできるわけですね。ですから、後は推進計画を立てるときにどれだけその中に今の気持ちを含めてい

選ぶというところに今の日本の地方自治体のあり方の違いといふものがあるということも十分踏まえた場合に、分権というものはそういうこともやっぱり前提にして進められなきやならぬものだというふうに考えていいことが一つです。

それからもう一つは、先ほど来お話をございましたように、今の国税と地方税のあり方といふものを考えた場合に、それはもう地方自治体は人口も違いますし、産業構造も違いますし、相当の格差

くかということだらうと思うんでね。
それと関連いたしまして、今度は住民自治の左
へ移らせていただきたいというふうに思います。
先ほども申しましたように、住民自治というの
は形式的には、首相も今おっしゃいましたように、
議会制度をとつておりますし、それから首長も八
選でございますので、形の上では住民自治は十分
に整っていると思うんですけれども、問題は、私
は先ほどもちょっと申しましたけれども、住民自

治が確立しているかどうかということは、それぞれの地方公共団体が住民の選好を正しくとらえて、そしてそれを満たしていくために行政にどういうふうに反映させていくかということだろうと思うんです。それができて初めて私は住民自治が実質的に一応確立したというふうに言えると思うんですね。

ところが、今あるこの地方自治の議論の中で、何を
自治だけが議論されていたんですね。先ほど申しま
したように、自主財源の確保とか三割自治とか四割
自治といふ議論は全部それなんです。今回そうい
う意味で、先ほども指摘いたしましたように、
住民自治が真っ正面から取り上げられたというふうに
とて私はこの法案が非常に意味があるというふうに
思っております。

け正確に把握してそれを行政に反映していくためには、私は相当個々の地方自治体が力を持たなければならぬと思うんです。すなわち、そうするためには、ある一つの行政を取り上げてみましても企画立案さらには調整を行つてそして実施をする、すなわち総合的に行政を開拓していくなければならない。今までどちらかといいますと、企画立案のところは国がいろいろな形で関与をしてきた。法律とか政令などいろいろなことで関与をしてきた。ですから、今まで地方公共団体が本当にやつてきたのは実施だけだったと思うんですね。そこでの実施の段階で必要な行政能力というのは、私は技術的な問題が多くたと思うんです。しかし、総合的に企画立案からやるということになれば、企画をし立案していく、こういうことですから、これまで以上の私は行政能力が必要ではないかよいうふうに思つてます。

たりの税収額とかあるいは財政力指標などであります。しかも、その財政力に格差がある場合には地方交付税制度等で調整できるわけです。ところが、行政能力に私はどれぐらいあります。しかし、あつたとしてもその行政能力を調整することはできないわけです。ここにこれからの方自治、特に住民自治を推進していく場合のポイントがあるふうに思うのであります。

今までなぜ企画立案のところで国がいろんな形で関係してきたのかということですけれども、私は地方公共団体のそういう行政能力に対する国からの評価というのが過小評価があつたのじやないかというふうに思います。そういう過小評価を受けざるを得ないような場合もあつたでしょうけれども、四十八年間の地方自治確立のためのそれぞの努力によって私は相当な力をつけてきていると思うんですね。しかも、これまで行政に対するニーズというのは個々の住民の間でそれほどばらつきがあつたわけではありません。

例えばごみ行政などを見てみると、だれもが週二回ぐらい収集してくれればそれでいい、そして焼却というふうな形で衛生的に処理してくれればいいんだというふうなニーズだったと思うんですね。ところが現在はそうじやないですね。ごみを分別収集して再利用するものは再利用したらどうだろうか、いろいろなニーズが出てきている。しかも個々の住民の間のニーズはそれぞれ多様であります。そうだとしますと、このニーズをくみ取って、やはりそれを行政に反映するのは住民に一番近い地方公共団体ではないかと思います。ですから分権推進が問題になるわけです。今まで国が関与してきた計画立案のところをもう地方に任せることで、私は地方に任せるために地方の力を信頼しなくてはならないのじゃないかというふうに思つておるわけでございます。

ここが問題でありまして、この後、推進計画がつくられていくに当たりましてどれだけ分権が進むかということです。これまでのようないく方自治を進めたいのです。

体あるいは地方公共団体の行政能力を過小評価しているような立場をとり続けるならば、私はせつかりこういうふうな推進法案ができるやうに思いますが、それは最後に首相に、今、地方公共団体はいろいろあります、ありますけれども、全体的に見てどのように力を評価されておられるか。もうこれなら大部分任せてもいいのじゃないかというふうに評価されているのか。そしてあとは財源をつけてやれば何とかやっていける、こういうふうにお考えであるのかどうか。そのあたりをお聞かせ願いたいと思います。

○國務大臣(村山富市君) 今、委員からお話をございましたように、財政力というのは支出でまとめて計算ができますね。はかれます。しかし、行政能力というのはそういうわけにはいきませんから、この程度の行政能力があるといつてはかることはなかなか難しいと思います。しかし、もう地方自治法は施行されていますからね、半世紀も経過しているわけですから、私はそれなりに地方自治体も行政能力は持つておるというふうに評価していいものだというふうに考えております。分権を推進していく過程の中で、仕事も責任ある仕事をしなきゃならぬことになるわけですから、したがって十分対応できるだけの力はもう今や地方自治体も持つておるということを前提にして考えていく必要があるということは委員からお話をあつたとおりだと私も思っております。

しかし、そうはいっても財源的にも行政的にも権限的にやっぱり中央に依存をする、こういう体質があつたことだけは否定できない、やっぱりそういうならわしになつておりましたから事実だと思ふんですね。それを今度は企画立案から施行から責任を持つてやることになれば、やっぱりそこでおる行政能力に加えてそれなりの努力はされるものだというふうに思いますから、その点の不安と心配はない、むしろ自信を持って、確信を持って地方分権は推進をしていいものだというふうに私は認識いたしておりますということを申し上げております。

○牛嶋正君 もう時間がございませんが、今の首相のお言葉を聞きまして私もちょっと安心させていただきました。

結局、行政能力というのは非常にモラルと関係があるわけです。地方公務員一人一人のモラルと関係があります。ですから、やる気があれば、そんなんに人間の素質は変わるわけありませんからやれるんですね。今、首相がおっしゃいましたように、もう認めよう、そしてある程度お渡してもら大丈夫だというふうにおっしゃっていました。私は、これは一人一人の地方公務員のモラルを高めるのに非常にありがたい御発言だ、こういうふうに思っておりました。恐らく責任を与えれば十分やれると、そういう段階にもう来ておられます。そういうことを最後に申し上げまして、どうありがとうございました。

○小島慶三君 新緑風会の小島でございます。
きょうは総理、御多用中のところ御出席いただきましてありがとうございます。また両大臣、連日御苦労さままでござります。

きょう私の時間は十分しかございませんので、せっかく総理にお出ましいただきましたので、国政のかじ取りという面から見て二、三點お伺いをしたい。時間がなくなりましたら、最後のまま私は自分で飲み込んで帰りたいと思っております。

まず総理も先ほど仰せられましたように、地方の時代と言わせてから二十年もたつわけでございます。その間、私の友人の長洲神奈川県知事、今度やめましたけれども、彼あたりは、地方の時代なんでものじゃないよ、地方の困難の時代だよということをよちゅう言っておったわけであります。それがようやく時の流れが変わりまして、そしてこの法案が目の目を見るということになります。そして私どもその推進者の一人として全く欣快にたたないわけでございます。もっとも、法案の全体一歩を踏み出すという意味で大変これは喜ばしいことだと思っております。

体あるいは地方公共団体の行政能力を過小評価しているような立場をとり続けるならば、私はせつてかくこういうふうな推進法案ができるもやつぱり進まないんじゃないかというふうに思います。それでは最後に首相に、今、地方公共団体はいろいろあります、ありますけれども、全体的に見てどのように力を評価されておられるか。もうこれなら大部分任せてもいいのじゃないかというふうに評価されているのか。そしてあとは財源をつけてやれば何とかやっていける、こういうふうにお考えであるのかどうか。そのあたりをお聞かせ願いたいと思います。

○國務大臣(村山富市君) 今、委員からお話をございましたように、財政力というのは支出でもって計算ができますね。はかれます。しかし、行政能力というのはそういうわけにはいきませんから、この程度の行政能力があるといつてはかることはなかなか難しいと思います。しかし、もう地方自治法は施行されていますからね、半世紀も経過しているわけですから、私はそれなりに地方自治体も行政能力は持つておるというふうに評価していいものだというふうに考えております。分権を推進していく過程の中で、仕事も責任ある仕事をしなきゃならぬことになるわけですから、したがって十分対応できるだけの力はもう今や地方自治体も持つておるということを前提にして考えていく必要があるということは委員からお話をあつたとおりだと私も思っております。

しかし、そうはいっても財源的にも行政的にも権限的にやっぱり中央に依存をする、こういう体質があつたことだけは否定できない、やっぱりそういうならわしになつておきましたから事実だと思うんですね。それを今度は企画立案から施行から責任を持つてやるということになれば、今持つておる行政能力に加えてそれなりの努力はされるものだというふうに思いますから、その点の不安と心配はない、むしろ自信を持って、確信を持つて地方分権は推進をしていいものだというふうに私は認識いたしておりますということを申し上げてお

きたいと思ひます
○牛嶋正君 もう時間がございませんが、今の首
相のお言葉を聞きまして私もちょっと安心させて
いただきました。
結局、行政能力というのは非常にモラルと関係
があるわけです。地方公務員一人一人のモラルと
関係があります。ですから、やる気があれば、そ
んなに人間の素質は変わるわけありませんから
やれるんですね。今、首相がおっしゃいましたよ
うに、もう認めよう、そしてある程度お渡してし
も大丈夫だというふうにおっしゃっていたときま
した。私は、これは一人一人の地方公務員のモラ
ルを高めるのに非常にありがたい御発言だ、こう
いうふうに思っております。恐らく責任を与えれ
ば十分やれると、そういう段階にもう来ておりま
す。そういうことを最後に申し上げまして、どう
もありがとうございました。
○小島慶三君 新緑風会の小島でございます。
きょうは総理、御多用中のところ御出席いただ
きましたありがとうございます。また両大臣、
連日御苦労さまでございます。
きょう私の時間は十分しかございませんので、
せっかく総理にお出ましいただきましたので、国
政のかじ取りという面から見て二、三點お伺いを
したい。時間がなくなりましたら、最後のまま私
は自分で飲み込んで帰りたいと思っております。
まず総理も先ほど仰せられましたように、地方
の時代と言わせてから二十年もたつわけござい
ます。その間、私の友人の長洲神奈川県知事、今
度やめましたけれども、彼あたりは、地方の時代
なんでものじらないよ、地方の困難の時代だよと
いうことをしょっちゅう言っておったわけであり
ます。それがようやく時の流れが変わりまして、
そしてこの法案が目の目を見るということになり
まして、私どもその推進者の一人として全く欣快
にたえないわけでございます。もつとも、法案の
内容については若干異論がござりますけれども、
全体一歩を踏み出すという意味で大変これは喜ば
しいことだと思っております。

Digitized by srujanika@gmail.com

さて、先ほど総理がおしゃいましたように長い地方の困難な時代、これを逆に考えてみれば、それだけ中央集権への依存度が高かつたということであろうと思うのであります。それで、これも奉還、廢藩置県というのは本当に大変ないわば革命でございまして、西郷さんあたりはもう一戦やるかな、やらなきやだめかなということをおっしゃっておられたそうですが、それが実際に疾風迅雷のことく片づいたということで、これは西洋のいろんな雑誌にも載っておりますけれども、日本はどういうことなんだということを大変疑問に思つたそうでございます。なぜ領地を持つている者がそれを返すんだということがわからなかつたと。それで最後にはハッピーディスパッチ、これは腹切りという意味であります。日本人特有なハッピーディスパッチであろうということになつたというんですけれども、それほどのことで、これはやっぱりいろいろその背景を探つてみますと、当時の藩が既にもう實際上破産していだということがあるようです。そこでどういうふうな迅速な措置ができるわけであります。

今回のそついた中央集権を直すという意味においても、これはシステムの改正ということでおはやっぱり革命に値するものであろうと思うのであります。ですから、これをなし遂げた暁には、村山内閣は後世に残る金字塔として大変大きく評価されるというふうに思つております。

しかし、ここに一つ問題がないわけではないのでありますから、もう断固として一気にやつてしまふりますから、もう断固として一気にやつてしまふということをお考えのうちにあらうと思います。

先日、山口大臣のお答えにも、五年とは言うけれども、その中で二年で大体のアウトラインは決めで、それを評価してというふうにお答えがあつたんですけれども、果たしてそういうことでよろしいのかどうかという点が私は一つ大變疑問がある

わけであります。

わけであります。
というのは、先ほど渡辺議員からも五年とことについての御質問がありました。今度これ推進していく時期というのは、私は大変難しい時期だと思っております。というのは、危機管理というものは我々の上に覆いかぶさっています。これは何といたしましても版面を知らない田高、そしてもう一つこれは何と我々も理解に苦しむサリン事件というのが次々と起つてきました。これはやはり国難だといいうに私は受けとめております。これをうまく通じきれないことには日本のあしたはないというぐらいいにまで思つております。そういう点から見まると、危機管理のシステムを構築するというのがはり政府の最大の課題ではないかというふう思つておるわけであります。

これは厭むとしてこの意味でありますか。日本
人特有なハッピーディスペッチャであろうとい
うことになったというんですけれども、それほどのこ
とで、これはやっぱりいろいろその背景を探つて
みますと、当時の藩が既にもう實際上破産してい
たということがあるようです。そこでそう
いうふうな迅速な措置ができたわけであります。
今回のそいつた中央集権を直すという意味に
おいても、これはシステムの改正ということでお
はやっぱり革命に値するものであろうと思うので
あります。ですから、これをなし遂げた時には、
村山内閣は後世に残る金字塔として大変大きく評
価されるというふうに思つております。

しかし、ここに一つ問題がないわけではないの
でありますて、確かに鉄は熱いうちに打てと言わ

ですから、私の言いたいことは、要するに分の問題は非常に大きな課題で、早くやるにこことはないんですが、やはり少し長目のスタンスで諸般の情勢を考えて、そして推進をされるとう必要があるのではないか。拙速をとるべきでないというのが私の申し上げたい点なのでありますが、その点、總理はいかがお考えになりますよ

1

○國務大臣（村山富市君） 今お話をございました
うな視点というものも私はやっぱり大事な視点
だと思います。しかし、先ほど来御意見もござい
ますように、国が持つ役割分担と地方自治体が持
つ役割分担、そして先ほどもお話をございました
けれども 地方自治体というものは団体自治と住民
自治と両面を持って、そして住民に身近な問題に
ついては可能な限りやっぱり地方自治体が責任を持
ってやるということの方が個性も生かされる
し、きめ細かな行政もまたやっていただける。
いう意味では大変大事なことだし必要なことだ
と私は思つてます。
しかし、これまでの日本の歴史の中で、戦後か
らこれだけの経済力を持つた国になるためには、
ある意味では中央集権的な行政のあり方に於いて
の一定の役割を果たしておるというふうに私は評
価いたします。しかし、分権というのではなく、
これだけ変わった時代の中における一つの流れだ
というふうに受けとめておりますから、分権とい
うものはそういう意味でこれからさらに進めてい
く必要があるというふうに思います。しかし、最
近起こっているようないろんな問題に照らして考
えてまいりますと、私はそういう分権が進められ
ている状況の中でも、国と地方自治体あるいは地
方自治体同士の連携といったような調整機能とい
うものをお互いに持ち合つて、そして対応できる
ような仕組みというのも十分考えておく必要があ
るのではないかというふうに考えておりますが、
そういう意味でそういう点はやっぱり補つてある
いかなきやならぬ問題だというふうに考えた方が
いいんではないかというふうに私は思いますか
ら、そういう点もこの推進委員会の中では十分議
論される課題であるというふうに思つております。
○小島慶三君 時間がもうなくなってしまいまし
たけれども、私が第二番目にお伺いしたいこと
は、先ほども溝手先生の方から縦割り行政の問題
についてお触れになりました。この点が今後のや
すいス堪えたる時とを

はり分離准進との関係で非常こだ

はり分権推進との関係で非常に大きなものがある
というふうに私は思っておりまます。
先般も地方公聴会で富山県に私は参りました。
中沖さんは昔からの友人であります、彼の主張
として從来言われていたことは、地方分権でなく
て地方集権だつて言うんですね。私、これも大変
意味のある考え方だと実は思つております。それ
でこの地方集権という意味は、中央の省庁からあ
るいは県から、仮に地方の市町村というものを最
終の受け皿にした場合にいろんな問題が上からお
りてくる、それを住民に密着してまとめた立場で
受けとめるということに地方集権という意味が
あると思うんです。
しかし、それが中央なり県なりとの交渉でいろ
いろ地方から意見をフィードバックされる場合
に、相手はもう各省それぞれの立場でお互いに十
分な話し合いができるないという状態ですと、せつ
かく地方で抱えて、与えられて、そして意欲を
持つて推進したいという問題がそこで切れてしま
うということになると思われますので、これをど
うしても中央の省庁の統合再編成という、これも
大きな課題でございますが、それを同時に進め
にならないと地方分権が実らないということがあ
ると思うんですが、この点はいかがでございま
しょうか。

す、やっぱり世の中は変化していくわけですから、行政組織というのは変化に十分対応できるような能力を持つということも大事なことです。同時に整合性やら総合性やらそういうものもやっぱりきっちりと確保されるというようなことも必要でございます。しかも、できるだけ簡素にして効率的な行政というのもも考えていく必要があるというような視点を踏まえて、分権を推進する過程の中で中央省庁のあり方もこれでいいのかとかというようなことは当然やっぱり問われねばならない課題だというふうに思います。

これは簡単にできる問題ではないと思いますけれども、しかしせっかく分権を推進していく

第
一
部

国全体の行政のあり方というものが見直されると
いう段階にあるわけでありますから、したがつて
中央省庁の行政改革についても中長期的な視点に
立ってこれは検討されなきやならない課題だとい
うふうに受けとめて検討する必要があると私は理
解をいたしております。

最後にお伺いしたかったことは、実にこの地元の時代という問題の始まりは東京への一極集中ということから始ましたと思うんです。ですから地方分権と同時に、首都圏の移転といいますか、そういう問題もいすればお考えを伺いたいというふうに申し上げておきまして、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長(小林正君) この際、委員の異動について御報告いたします。

として松谷蒼一郎君が選任されました。

地方分権を推進する場合に中央省庁が握っている権限をどう簡単に放すはずがない、なかなかうまいかないんじやないかと、こういう声もたくさんある

さんあるわけですけれども、その場合にやはり世論の力といいますか、国民世論、住民参加の問題が非常に大きな力になるのではないかと思っています

が、この地方分権と住民参加の点について総理はどうお考えでいらっしゃいますか。

上げましたように、首長が直接選考で選ばれるというところがやっぱり議院内閣制である国の行政と地方自治体との違いなんです。これは、首長が

直接選挙で選ばれるということは、それだけ住民の意向を十分反映させて行政というものはなまざきにならなければならないものだということになっておる。という性格を考えた場合、今御指摘もございまして、たとえば、住民自体が分権というものに対しても

り理解を持つてみずからるものにしていくと、こういう受けとめ方をしていただくことは極めて大事なことだというふうに思いますから、分権推進委員会の議論なりあるいは国会における審議なり、こういうものを通じて私は国民の皆さん方にも十分御理解をして受けとめてもらう必要があるというふうに考えておることは、そういうふうに御理解を願いたいと思うんです。

リーダーシップ云々の質問にお答えになつて、こうういうふうにおおつしやつておられるまゝ決め方のプロセスは、できるだけ民主的に透明度の高いものにする必要がある。透明度の高い民主的な、国民の皆さんによく判断していただき、理解していくだくような手だてが必要だ、時間がかかるかもしれないけれども、民主的な運営は大切にしなければいけないとおおつしやつておられまして、私はこの点、賛成なんです。

まして国会への報告ということが盛り込まれたわけですが、これは委員会がその都度報告するということではなくて、出された勧告について報告す

るということですね。しかし、途中経過について国会は十分知り得ないということであつてはならないと思うんです。それでその後、分権に伴う法

律の改正とかいろいろあるわけで、国会も当然重要な役割を果たしていかなければなりませんし、何よりも国権の最高機関という立場からこのプロ

セス、その内容についても十分知り得る手たてか
講じられなければならないと思うんです。
それで、私としては二つ要求したいと思うんで

かおこしやいましたように臣民のものとくに居外をしていくという点から、議事録あるいは審議要録を発行して閲覧とか配布とかそういうことを可能な状態に置くと。そういう点について具体的に總理から御答弁いただきたいと思います。

○國務大臣〔村山富市君〕 委員会の審議の持ちら
方、あり方については、これは基本的には委員会
御自身がお決めになることですから、私がここで
とやかく言うことは差し控えなきゃならぬという
ふうに思ふんですけれども、しかし、前提として
私が申し上げましたように、住民自治という建前
からすれば、それは住民自身がどのように分権と
いうものを理解して、そして住民自身のものにして
いくかということでなければ、本当の意味で住

民自治というのはできないわけですからね。したがって、そういう経過から考えれば、私はできるだけやっぱり国民の皆さんから、あるいは住民の皆さんから御理解をいただくということは大事なことだというふうに思いますし、国権の最高機関である国会がそういう点については十分また御審議もいただかなきやならぬ、そういうふうに思っております。したがって、これは地方行政委員会もありますし、分権の特別委員会もありますから、そういう委員会の審議をするわけでありますから、

通じて御議論もいただけるものだというふうに思っておりますから、その勧告があつた過程あるいは委員会審議の過程等における問題点につきま

しては、国会の中では十分御議論もいただけるものだというふうに思つております。

深めていただくことになるだろうというふうに思つておりますから、前提として申し上げましたように、これは住民自身が住民のものにしていく

といふところは外格を推進する力がいた意味をもつてゐる。しかし、そうでなければ住民自身のものにならぬといふに思ひますから、そういう点はやつぱりいふうに思ひますから、そういう点はやつぱりいふうに思ひますから、そういう点はやつぱりいふうに思ひますから、

○吉川春子君 住民参加という点で大変積極的だと思います。吉川さんごつと想うんです。それをもう一步進めて

て、総理、議事録といかないまでも、なるべく審議の経過あるいは資料等について国会に明らかにするということは即国民に明らかにするということもありますので、そういうことを今までのこ

やつぱり積極的にやっていただきたい。
やもすれば、いろんな審議会がありましたけれども、割と秘密主義なんですよ。結構マスクミミの方の方が詳しく知っていて、国会議員には渡さないというようなことすらある場合があるわけなんです。そういうことですので、やはり審議の内容をオープンにしていただいて、しかもこの委員会というのは外交、防衛にかかわりませんから、

私たち、外交、防衛ならば隠していいという立場ではありますんが、しかし政府が隠そうとしている外交、防衛とも関係ないわけですから、やはりその内容についてもう完全秘密はないんだと、で生きるだけ多くのものを公表していくだく、そういう点で努力していくべきだと思います。もう一度、度その点をお願いします。

論も出す、こういうことになつておりますから、したがつて私は、そういう全体の行政の流れからすればできるだけ情報は公開して皆さんにもよく

御理解をし知っていたかなぎやならぬものだと
いうふうに考えております。

体かという、適當の仕方をしていくかなどについて、これは委員会が構成されれば委員会 자체がお決めになることですから、私はここでどうぞ言つておきたいと思いますが、

○吉川春子君 それと、推進委員会は地方分権推進計画の作成のための具体的な指針を総理に勧告します。

されるわけで、それを尊重して案がつくられていくわけで、そこに国民の声がまさに委員会の審議の段階で反映される必要があると思うんですね。それで、國民の声を聞く制度を具体的に持っていく

る審議会もあるわけで、例えば運輸審議会では公聴会を開いて国民の声を聞いています。地方分権推進委員会も公聴会を開くなど、積極的に自治体の長、議会の代表、個々の国民の声、こういうものが反映できるようなそういう委員会であつてほしいなと思いますが、その点についても總理の積極的な御意見を伺いたいと思います。

○國務大臣(村山富市君) この委員会でも恐らくこの法案の審議をするのにやっぱり公聴会も開かれて、そして先ほどお話もございましたように各知事やらあるいは市町村長やら等の意見も十分聞いた上で御審議をされてきておるということの経過は先ほどお話をございましたけれども、私はこの地方分権推進委員会もそういう意味から申し上げますと委員会が勧告をする案をつくるためにはそれは各省庁の意見も十分聞く必要があるし、同時に地方自治体のそれぞれの意見も十分聞くくし、あるいはまた住民の意見も聞く、こういったような審議の仕方というものは、これは公聴会等を通じて十分やられるものだというふうに思っておりますし、同時に国会の審議というのも十分踏まえた上で、そういう点を配慮しながらこれから進められていくものだというふうに思っておりま

す。

第一に、目的及び基本理念についてであります。本法の目的に、行政権限の過度の集中による弊害を除去し、それぞれの地域がその特性を生かして発展できるようにするとの緊要性をうたうこととし、基本理念において、国民福祉の増進を図ることとするほか、地方公共団体に対する国の負担金、補助金等の支出金の整理及び合理化並びに地方債の許可制度の廃止を行つ等、地方分権の推進を計画的かつ集中的に行い、おおむね五年をめどに具体的成果を上げるものといたしております。

また、国は、地方公共団体への権限の委譲を進めるに当たっては、できる限り基礎的な地方公共団体である市町村へ権限が委譲されるよう配慮するものとしております。

第四は、地方公共団体の財政基盤の整備等についてであります。原案の第六条に規定されております國の役割の充実確保を地方公共団体の財政基盤の整備一般に拡張して、国は、地方公共団体が住民本位の行政をみずから判断と責任でより能率的かつ効果的に処理できるよう、地方公共団体の自主財源である地方税を充実強化することを基本として地方財源の充実強化を図るとともに、地方交付税の財政調整機能を強化する措置を講ずる等、地方公共団体の財政基盤の整備を図るものとしております。

○委員長(小林正君) 少数と認めます。よって、本修正案に賛成の方の挙手を願います。

○勝木健司君 提出の修正案は否決されました。

○勝木健司君 私は、平成会を代表して、ただいま議題となっております地方分権推進法案に対し修正の動議を提出し、その提案理由と内容の概要

を御説明申し上げます。

今回提案されました地方分権推進法案は、衆議院において修正を経た法案ではあります。本委員会においても熱心に質疑をしてきたところですが、しかし、地方分権の姿が見えない、具体性に乏しいなど、まだ不十分な内容にとどまっています。

第三は、地方分権の推進に関する国の施策についてであります。原案の第五条に規定されております地方分権の推進に関する国策の方向性を具体的に示すた

め、国は、国と地方公共団体との役割分担のあり方に即して地方公共団体への権限の委譲を推進するとともに、機関委任事務制度及び地方事務官制度はこれを廃止し、国の地方行政機関の整理及び合理化を行い、並びに地方公共団体に対する国との関与及び必置規制を法令で特に定める必要最小限度はこれを定めます。

第六は、地方分権推進委員会についてであります。原案の第七条に規定されております措置を具体的に企画立案及び調整を含め一貫して自主的かつ自立的にこれを実施する役割を広く担うべきことを旨として行われるものといたしております。

これに加えまして、国は、地方公共団体の課税率的処理するとの観点から、地域における行政について企画立案及び調整を含め一貫して自主的かつ自立的にこれを実施する役割を広く担うべきことを旨として行われるものといたしております。

第五は、地方公共団体の行政体制の整備及び確立についてであります。

第六は、地方分権推進委員会についてであります。

第七は、地方公共団体は、地域的な行政需要への適切な対応、監査機能の充実、情報公開の推進及び住民参加の拡大のための措置その他の必要な措置を講ずることにより、地方分権の推進に応じた地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図るものとしております。

第八は、地方分権推進委員会についてであります。

第九は、地方分権推進委員会についてであります。

第十は、地方分権推進委員会についてであります。

第十一は、地方分権推進委員会についてであります。

第十二は、地方分権推進委員会についてであります。

第十三は、地方分権推進委員会についてであります。

第十四は、地方分権推進委員会についてであります。

第十五は、地方分権推進委員会についてであります。

第十六は、地方分権推進委員会についてであります。

第十七は、地方分権推進委員会についてであります。

第十八は、地方分権推進委員会についてであります。

第十九は、地方分権推進委員会についてであります。

第二十は、地方分権推進委員会についてであります。

第二十一は、地方分権推進委員会についてであります。

第二十二は、地方分権推進委員会についてであります。

第二十三は、地方分権推進委員会についてであります。

第二十四は、地方分権推進委員会についてであります。

第二十五は、地方分権推進委員会についてであります。

第二十六は、地方分権推進委員会についてであります。

第二十七は、地方分権推進委員会についてであります。

第二十八は、地方分権推進委員会についてであります。

第二十九は、地方分権推進委員会についてであります。

第三十は、地方分権推進委員会についてであります。

第三十一は、地方分権推進委員会についてであります。

第三十二は、地方分権推進委員会についてであります。

第三十三は、地方分権推進委員会についてであります。

第三十四は、地方分権推進委員会についてであります。

第三十五は、地方分権推進委員会についてであります。

第三十六は、地方分権推進委員会についてであります。

第三十七は、地方分権推進委員会についてであります。

第三十八は、地方分権推進委員会についてであります。

第三十九は、地方分権推進委員会についてであります。

第四十は、地方分権推進委員会についてであります。

第四十一は、地方分権推進委員会についてであります。

第四十二は、地方分権推進委員会についてであります。

第四十三は、地方分権推進委員会についてであります。

第四十四は、地方分権推進委員会についてであります。

第四十五は、地方分権推進委員会についてであります。

第四十六は、地方分権推進委員会についてであります。

第四十七は、地方分権推進委員会についてであります。

第四十八は、地方分権推進委員会についてであります。

第四十九は、地方分権推進委員会についてであります。

第五十は、地方分権推進委員会についてであります。

第五十一は、地方分権推進委員会についてであります。

第五十二は、地方分権推進委員会についてであります。

第五十三は、地方分権推進委員会についてであります。

第五十四は、地方分権推進委員会についてであります。

第五十五は、地方分権推進委員会についてであります。

第五十六は、地方分権推進委員会についてであります。

第五十七は、地方分権推進委員会についてであります。

第五十八は、地方分権推進委員会についてであります。

第五十九は、地方分権推進委員会についてであります。

第六十は、地方分権推進委員会についてであります。

第六十一は、地方分権推進委員会についてであります。

第六十二は、地方分権推進委員会についてであります。

第六十三は、地方分権推進委員会についてであります。

第六十四は、地方分権推進委員会についてであります。

第六十五は、地方分権推進委員会についてであります。

第六十六は、地方分権推進委員会についてであります。

第六十七は、地方分権推進委員会についてであります。

第六十八は、地方分権推進委員会についてであります。

第六十九は、地方分権推進委員会についてであります。

第七十は、地方分権推進委員会についてであります。

第七十一は、地方分権推進委員会についてであります。

第七十二は、地方分権推進委員会についてであります。

第七十三は、地方分権推進委員会についてであります。

第七十四は、地方分権推進委員会についてであります。

第七十五は、地方分権推進委員会についてであります。

第七十六は、地方分権推進委員会についてであります。

第七十七は、地方分権推進委員会についてであります。

第七十八は、地方分権推進委員会についてであります。

第七十九は、地方分権推進委員会についてであります。

第八十は、地方分権推進委員会についてであります。

第八十一は、地方分権推進委員会についてであります。

第八十二は、地方分権推進委員会についてであります。

第八十三は、地方分権推進委員会についてであります。

第八十四は、地方分権推進委員会についてであります。

第八十五は、地方分権推進委員会についてであります。

第八十六は、地方分権推進委員会についてであります。

第八十七は、地方分権推進委員会についてであります。

第八十八は、地方分権推進委員会についてであります。

第八十九は、地方分権推進委員会についてであります。

第九十は、地方分権推進委員会についてであります。

第九十一は、地方分権推進委員会についてであります。

第九十二は、地方分権推進委員会についてであります。

第九十三は、地方分権推進委員会についてであります。

第九十四は、地方分権推進委員会についてであります。

第九十五は、地方分権推進委員会についてであります。

第九十六は、地方分権推進委員会についてであります。

第九十七は、地方分権推進委員会についてであります。

第九十八は、地方分権推進委員会についてであります。

第九十九は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百一十一は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百一十二は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百一十三は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百一十四は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百一十五は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百一十六は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百一十七は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百一十八は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百一十九は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百二十は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百二十一は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百二十二は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百二十三は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百二十四は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百二十五は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百二十六は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百二十七は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百二十八は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百二十九は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百三十は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百三十一は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百三十二は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百三十三は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百三十四は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百三十五は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百三十六は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百三十七は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百三十八は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百三十九は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百四十は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百四十一は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百四十二は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百四十三は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百四十四は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百四十五は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百四十六は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百四十七は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百四十八は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百四十九は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百五十は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百五十一は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百五十二は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百五十三は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百五十四は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百五十五は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百五十六は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百五十七は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百五十八は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百五十九は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百六十は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百六十一は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百六十二は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百六十三は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百六十四は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百六十五は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百六十六は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百六十七は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百六十八は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百六十九は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百七十は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百七十一は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百七十二は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百七十三は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百七十四は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百七十五は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百七十六は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百七十七は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百七十八は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百七十九は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百八十は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百八十一は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百八十二は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百八十三は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百八十四は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百八十五は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百八十六は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百八十七は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百八十八は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百八十九は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百九十は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百九十一は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百九十二は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百九十三は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百九十四は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百九十五は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百九十六は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百九十七は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百九十八は、地方分権推進委員会についてであります。

第一百九十九は、地方分権推進委員会についてであります。

それでは次に、原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方の举手を願います。

(賛成者举手)

○委員長(小林正君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

勝木君から発言を求められておりますので、これを許します。勝木健司君。

○勝木健司君 私は、ただいま可決されました地方分権推進法案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、平成会、新緑風会の各派協同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読します。

地方分権推進法案に対する附帯決議(案)

地域における行政の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るために、政府は、本法施行に当たり、左記の事項について善処すべきである。

一、国と地方公共団体との役割分担を明確にすること。

二、地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の整理・合理化については、廃止を含め積極的に推進するとともに、制度そのもの在り方についても検討すること。

三、地方公共団体が事務事業を自主的・自立的に執行できるよう、課税自主権を尊重しつつ、地方税財源の充実・強化を図るとともに、地方債許可制度については、一層の弾力化、簡素化を図ること。

四、地方分権推進委員会の委員の人選に当たっては、地方公共団体の意見が十分反映されるよう配慮すること。また、地方分権推進委員会の運営に当たっては、自主性が確保されるとともに、審議状況ができるだけ周知されること。

以上でござります。
右決議する。
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま

す。

○委員長(小林正君) ただいま勝木君から提出された附帯決議案を議題として、採決を行います。

(賛成者举手)

○委員長(小林正君) 全会一致と認めます。よって、勝木君提出の附帯決議案は全会一致をもつて、本委員会の決議に決定いたしました。

ただいまの決議に対し、山口総務庁長官及び野中自治大臣から発言を求められておりますので、この際、順次これを許します。山口総務庁長官。

○國務大臣(山口鶴男君) ただいまの附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえつつ、今後努力してまいる所存でございます。

○委員長(小林正君) 野中自治大臣。

○國務大臣(野中広務君) 法案につきましては慎重御審議を賜り、御可決をいただきましてありがとうございました。

ただいま総務庁長官から発言がございましたよ

うに、附帯決議につきましては、その御趣旨を体

して善処してまいります。

○委員長(小林正君) なお、審査報告書の作成に

つきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(小林正君) 御異議ないと認め、さよう

うに附帯決議につきましては、その御趣旨を体

して善処してまいります。

○委員長(小林正君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十一分散会

〔参考照〕

地方分権推進法案に対する修正案

地方分権推進法案の一部を次のように修正す

る。

題名を次のように改める。

地方分権の推進に関する法律

目次中「第十七条」を「第十八条」に改める。

第一条中「実現する」の下に「ため、行政権限の国への過度の集中による弊害を除去し、それぞれの地域がその特性を生かして発展できるようにするを加える。

第二条中「存立」の下に「直接」を加え、「若しくは全国的な視点に立って行わなければならぬ」を「行われることが不可欠な」に、「果たすべき役割」を「果たすべき最小限の役割を明確にして」に、「処理するとの」を「効率的に処理すると」に、「行政の自主的かつ総合的な実施の」を「行政について企画、立案及び調整を含め一貫して自立的かつ自立的にこれを実施する」に改める。

第五条中「推進するとともに」の下に「機関委託制度(地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務に係る制度をいう。)及び地方事務官制度(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)附則第八条に規定する都道府県の職員に係る任事務制度(地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務に係る制度をいう。)及び地方事務官制度(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)附則第八条に規定する都道府県の職員に係る制度をいう。)を廃止し、国の地方行政機関の整理及び合理化を行い、並びに「を加え、「必置規制」を「及び必置規制」に、「地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務及び」を「を法令で特に定める必要最小限のものとするほか」に改め、「地方自治の確立を図る観点からの」を削り、「その他所要の措置を講ずる」を「並びに地方債の許可制度の廃止を行う等、地方分権の推進を計画的かつ集中的に行い、おおむね五年を目途に、具体的な成果をあげる」に改め、同条に次の二項を加える。

六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

第七十三条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

五 委員の任期は、前任者の残任期間とする。

六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

七 委員の任期は、前項の残任期間とする。

六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

八 委員の任期は、前項の残任期間とする。

六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

九 委員の任期は、前項の残任期間とする。

六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

十 委員の任期は、前項の残任期間とする。

六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

十一 委員の任期は、前項の残任期間とする。

六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

十二 委員の任期は、前項の残任期間とする。

六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

十三 委員の任期は、前項の残任期間とする。

六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

十四 委員の任期は、前項の残任期間とする。

六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

十五 委員の任期は、前項の残任期間とする。

六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

十六 委員の任期は、前項の残任期間とする。

六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

十七 委員の任期は、前項の残任期間とする。

六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

十八 委員の任期は、前項の残任期間とする。

六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

十九 委員の任期は、前項の残任期間とする。

六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

二十 委員の任期は、前項の残任期間とする。

六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

二十一 委員の任期は、前項の残任期間とする。

六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

二十二 委員の任期は、前項の残任期間とする。

六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

二十三 委員の任期は、前項の残任期間とする。

自らの判断と責任でより能率的かつ効果的に処理できるよう、地方公共団体の自主財源である地方税を充実強化することを基本として地方税財源の充実確保を図るとともに、地方交付税の運営の自律性を尊重するものとする。

第七条第一項中「行政の公正の確保と透明性の向上及び住民参加の充実」を「広域的な行政需要への適切な対応、監査機能の充実、情報公開の推進及び住民参加の機会の拡大」に改める。

第十七条を第十八条とし、第十四条から第十六

条までを一条ずつ繰り下げる。

第十三条中第七項を第九項とし、第四項から第

六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

第十三条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同

項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項

を加え、同条を第十四条とする。

六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

七項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

八項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

九項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

十項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

十一項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

十二項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

十三項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

十四項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

十五項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

十六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

十七項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

十八項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

十九項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

二十項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

二十一項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

二十二項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

二十三項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

二十四項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

二十五項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

二十六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

二十七項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

二十八項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

二十九項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

三十項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

三十一項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

三十二項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

三十三項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

三十四項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

三十五項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

三十六項までを二項ずつ繰り下げ、第三項を第四項とし、同項の次に次の二項を加え、同条を第十四条とする。

自らの判断と責任でより能率的かつ効果的に処理できるよう、地方公共団体の自主財源である地方税を充実強化することを基本として地方税財源の充実確保を図るとともに、地方交付税の運営の自律性を尊重するものとする。

第六条 第六条を次のように改める。

(地方公共団体の財政基盤の整備等)

第六条 国は、地方公共団体が住民本位の行政を

を公表しなければならない。

委員会は、定期的に、その審議の概要を公表

しなければならない。

附則第一項ただし書中「第十三条第一項」を「第
十四条第一項」に改め、「部分」の下に「及び同条第
二項中各連合組織が共同推薦することに関する部
分」を加える。

附則第三項を削る。

平成七年六月二日印刷

平成七年六月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E